

平成 20 年 11 月 7 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
藤 原 淳

国民健康保険「被保険者資格証明書」の交付に際しての留意点について

国民健康保険においては、保険料を納付できない特別の事情もなく 1 年以上滞納している世帯に対し、納付相談の機会を確保するため、被保険者証の代わりに「被保険者資格証明書」を交付し、被保険者がこの資格証明書により医療機関を受診した場合、窓口で医療費の全額を支払い、その後、申請により 7 割分を支給するという運用が行われております。

今般、親が国民健康保険の保険料滞納により被保険者資格証明書の交付を受けるなど、医療費の全額を自己負担する必要性が生じた世帯において、義務教育を受けている子どもや乳幼児においても医療機関の受診を控え、必要な医療を受けられないといった実態について、国会やマスコミ等で指摘されているところであります。

このような状況から、厚生労働省においては、「子ども」については世帯主や長寿医療制度の被保険者と異なり、保険料納付義務がないこと、世帯員と違い稼得能力がないことなどから、『特に留意した取扱いを行うことは許容されるものである』と判断し、別添のとおり厚生労働省保険局国民健康保険課長及び雇用均等・児童家庭局総務課長より通知を発出し、特に子どものいる滞納世帯に対する被保険者資格証明書の交付に際しては、機械的な運用を行うことなく、被保険者資格証明書の交付に際してはよりきめ細かな対応を行うとし、次のような取扱いが示されましたのでご連絡申し上げます。

① 事前通知及び特別事情の把握の徹底

可能な限り電話督促や戸別訪問等により滞納者との接触を図り、その実態把握に努めるとともに、滞納が継続すれば被保険者資格証明書の交付を行うこととなる旨の周知等を行う。

② 短期被保険者証の活用

被保険者資格証明書の交付までには、可能な限り短期被保険者証を活用することにより、滞納者との接触の機会の確保に努める。

③ 養育環境に問題のある世帯に対する対応

家庭訪問等により実情把握に努め、その際、市町村の児童福祉担当部局の助言を得つつ、養育環境に問題のある世帯を把握した場合には、市町村の児童福祉担当部局や児童

相談所と密接な連携を図る。

④ 緊急的な対応としての短期被保険者証の発行

世帯主が市町村の窓口において、子どもが医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、緊急的な対応として、速やかな短期被保険者証の交付に努める。

また、全市町村対象に実施した「資格証明書の発行に関する調査」の結果について、別添のとおり、本年10月30日に厚生労働省保険局国民健康保険課より公表されましたので、併せてご連絡申し上げます。

<添付資料>

- ・被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について

〔 平 20. 10. 30 保国発第 1030001 号 厚生労働省保険局国民健康保険課長
雇児総発第 1030001 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長 〕

- ・「資格証明書の発行に関する調査」の結果等について

(平 20. 10. 30 厚生労働省保険局国民健康保険課 公表資料)



保国発第1030001号
雇児総発第1030001号
平成20年10月30日

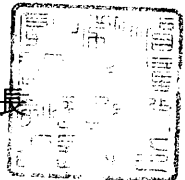
都道府県民生主管部（局）長 殿

各
都道府県
指定都市
児童相談所設置市
児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について

国民健康保険における被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の運用については、下記のとおり、その留意点をまとめたので、その内容を御了知いただくとともに、貴管内市町村等関係者への周知徹底について遺憾なきよう配慮されたい。

なお、本通知については、社会・援護局保護課と調整済みであることを申し添える。

記

1 資格証明書の交付に係る一般事項

資格証明書については、事業の休廃止や病気など、保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うこと。

一方、国民健康保険においては収納率の向上はその保険運営上極めて重要であり、悪質な滞納者については、従前どおり、滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めること。

2 子どものいる滞納世帯に対する資格証明書の交付に際しての留意点

子どものいる滞納世帯に対する資格証明書の交付についても、1のとおり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うことが

必要であるが、先般協力をいただいた資格証明書の発行に関する報告の結果をみると、その運用には差異が見られるところである。

このため、特に子どものいる世帯については、資格証明書の交付に際してよりきめ細かな対応が求められることから、以下の事項に留意して取り扱うこと。

(1) 事前通知及び特別事情の把握の徹底

資格証明書が交付されることについて、滞納者が理解することなく行うことがないよう、可能な限り文書だけでなく、電話督促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努めるとともに、滞納者に対し滞納が継続すれば資格証明書の交付を行うこととなる旨の周知を図ること。

その際には、納付相談の奨励に加え、生活保護や多重債務問題等の庁内相談窓口の周知も併せて行い、滞納者が相談を行いやすい環境を整えることや、相談機会の確保に努めること。また、他部門に相談のあった滞納者の事例について、情報共有ができるよう、庁内の連絡体制の整備に努めること。

また、資格証明書の発行に際しては、市町村の実情に応じ、別添の他市町村の取扱いも参考に、より公正な判断が行われるよう努めること。

(2) 短期被保険者証の活用

短期被保険者証を経ずに、資格証明書を交付するのではなく、資格証明書の交付までには、可能な限り短期被保険者証を活用することにより、滞納者との接触の機会の確保に努めること。

(3) 養育環境に問題のある世帯に対する対応

子どものいる滞納世帯に対しては、特に、(1)のとおり、家庭訪問等により実情把握に努めることとするが、その際、市町村の児童福祉担当部局の助言を得つつ、家庭内が著しく乱れている等の実態がみられるなど養育環境に問題のある世帯を把握した場合には、市町村の児童福祉担当部局や児童相談所と密接な連携を図ること。資格証明書発行後においても同様の対応を図ること。

(4) 緊急的な対応としての短期被保険者証の発行

世帯主が市町村の窓口において、子どもが医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況であると考えられること、資格証明書が納付相談の機会を確保することが目的であることにかんがみ、緊急的な対応として、その世帯に属する被保険者に対して、速やかな短期被保険者証の交付に努めること。

滞納者との接触を図る取組みの具体例について

◎：比較的多数の市町村で類似の取組みが実施されているもの

<滞納者と接触を図るための具体的な取組み>

全庁的な情報の共有

- ◎他課(税・上下水道・福祉・公営住宅・保育料)と滞納者についての情報の共有を図っている。
- ◎庁内で滞納者の情報共有のため、収納対策のプロジェクトチームを設置している。
- 転出時、社保加入時等、滞納者との接触があった際に収税担当に確認をとっている。
- 生活困窮者を対象に、福祉担当課と連携し情報の共有化を図っている。
- 保険給付以外の町単独の給付関係については申請後納付状況の調査を行い、滞納世帯には支給せず税担当部署と相談するように調整している。

徴収体制の強化

- ◎徴収嘱託員を増員するとともに、徴収専門の担当を設置している。
- 毎月25日の納期限の日に午後8時まで、納税説明会を開催したり、休日窓口を定期的に設置するとともに、年に数回、滞納者を対象に納税相談等の機会を作り、相談しやすい環境を整備している。
- 全職員で構成する滞納整理本部を設置し、滞納者の全戸訪問、分納誓約書の提出を求めている。
- 収納対策の特別強化月間を設け滞納者宅を臨戸したり、特別滞納整理として管理職が接触を試みている。

催告・訪問の強化

- ◎電話催告、通常臨戸を行っている。
- アパートなどの場合には大家に、給与取得者の場合は、勤務先に訪問している。
- 過去の交渉履歴から接触の可能性が高い時間帯に重点的に訪問している。
- 徴収強化期間に夜間電話催促、夜間訪問徴収を実施している。
- 滞納者の中には社保加入を届出してない被保険者や所得未申告者がいるので、資格・賦課の適正化をはかる観点からも、勧奨文書・電話で接触を図っている。

その他

- ◎短期証の有効期限を1か月にして接触する機会を増やす努力をしている。
- 広報誌、街頭放送等による納付啓発の実施、滞納者へ相談はがきを送付している。
- 高額療養費・出産育児一時金等の保険給付や、他の公金等の支給時に相談を行っている。
- 金融機関に預貯金調査を行い、口座があれば差押予告を送付している。

<子どものいる世帯に対する特別な取組み>

実情の把握

- ◎子どものいる世帯については、他の世帯より頻繁に訪問や面接を行い実情把握に努めている。
- ◎地方単独の医療費助成・児童手当等の担当課と連携し情報の共有を図っている。
- 地方単独の医療費助成受給者には、年3回の通知文を送付し、相談の機会が持てるよう配慮しているが、なおも相談のない受給者に対しては戸別訪問を実施している。

資格証明書の交付の厳格化

- ◎少額でも分納するよう説得する。分納誓約の締結により、短期証(1か月)の発行を行っている。
- ◎国保滞納者措置審査会を設置し、審査判定を行っている。
- 子どもの病気等緊急を有する時は短期証を発行している。
- 交付決定を、町長決裁としている。

<特別の事情の有無の判断のための取組み>

公正な判断の確保

- ◎資格証明書交付該当者選定審査会を設置し、判定を行っている。
- 課内検討会を開き、判定を行っている。

判断材料の収集

- ◎税・福祉・水道等の担当課と連携し、情報の共有化を図り、判断の資料としている。
- ◎家庭訪問し、収支状況を聞き取る等、納税相談に努めている。
- 措置予告通知に特別な事情に関する届出書を同封し、提出を促している。
- 滞納者の事情や、問題をデータとして蓄積し、審査の対象にしている。
- 住民税の申告内容や、レセプトの治療状況の確認を行っている。
- 通院歴、薬の処方箋等の確認や財産調査等を行っている。
- 本人の家族・経済状況の調査及びその裏付けとなる近所の方々や民生委員等への聞き取り調査を実施している。

平成 20 年 10 月 30 日

照会先：保険局国民健康保険課 森、角園 (代表) 5 2 5 3 - 1 1 1 1 内線 3 2 5 8 (直通) 3 5 9 5 - 2 0 9 5 2565

「資格証明書の発行に関する調査」の結果等について

1. 「資格証明書の発行に関する調査」の結果を受け、本日、各都道府県に対し、資格証明書の交付に際しての留意点について通知をしたところです。(別添 1)

2. 「資格証明書の発行に関する調査」の結果について

① 資格証明書交付世帯における子どもの数

滞納世帯数	交付世帯数	資格証明書交付世帯のうち				
		子どものいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数	中学生以下計
3, 845, 597	330, 742	18, 240	5, 522	16, 327	11, 054	32, 903

※ 数値は、自治体の報告を単純に合計したものである。

(参考)

- ・滞納世帯数/国保世帯数 (2, 083 万世帯) = 18.5%
- ・資格証交付世帯数/国保世帯数 = 1.6%
- ・資格証明書交付世帯にいる中学生以下の者の数/国保被保険者である中学生以下の者の数 (0 歳 ~ 15 歳 : 370 万人) = 0.9%

※資格証明書乳幼児数/乳幼児被保険者数 (0 ~ 6 歳 : 147 万人) = 0.4%

資格証明書小学生数/小学生被保険者数 (7 ~ 12 歳 : 170 万人) = 1.0%

資格証明書中学生数/中学生被保険者数 (13 ~ 15 歳 : 75 万人) = 1.5%

(注) 年齢階級別被保険者数は、平成 18 年度「国民健康保険実態調査報告」による

② 資格証明書発行前における滞納者との接触を図る取組み（保険者数）

文書催告	電話催告	訪問	休日		時間外		その他
			電話催告	訪問	電話催告	訪問	
1,578	1,206	1,259	392	470	1,013	997	616
88%	67%	70%	22%	26%	56%	55%	34%

※ 数値は、自治体の報告を単純に合計したものである。

※ 下段は総保険者数（1,798）に占める取組みを実施している保険者の割合

③ （都道府県別）資格証明書の発行に関する調査・集計表（別添2）

④ 滞納者との接触を図る取組みの具体例（別添3）

子どものいる滞納世帯に対する資格証明書の交付に際しての留意点 (概要)

(1) 予防的対応

① 事前通知及び特別事情の把握の徹底

滞納者が資格証明書について理解することなく、資格証明書が交付されることがないように、可能な限り滞納者との接触を図り、その実態把握に努めるとともに、滞納者に対し滞納が継続すれば資格証明書の交付を行うこととなる旨の周知を図る。

その際には、納付相談の奨励に加え、生活保護や多重債務問題等の庁内相談窓口の周知も併せて行い、滞納者の相談機会の確保に努める。

② 短期被保険者証の活用

資格証明書の交付までには、可能な限り、短期被保険者証の活用により、滞納者との接触の機会の確保に努める。

(2) 福祉的対応: 養育環境に問題のある世帯に対する対応

実情把握の際、養育環境に問題のある世帯を把握した場合などには、児童相談所や市町村の福祉部局とも密接な連携を図る。

(3) 緊急的対応: 緊急的対応としての短期被保険者証の発行

世帯主から市町村の窓口において、子どもが医療を受ける必要が生じ、かつ、一時払いが困難である旨の申し出があった場合には、緊急的措置として、その世帯に属する被保険者に対して、速やかに短期被保険者証を交付するものとする。

保国発第1030001号
雇児総発第1030001号
平成20年10月30日

都道府県民生主管部（局）長 殿

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市 児童福祉主管部（局）長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市

厚生労働省保険局国民健康保険課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について

国民健康保険における被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の運用については、下記のとおり、その留意点をまとめたので、その内容を御了知いただくとともに、貴管内市町村等関係者への周知徹底について遺憾なきよう配慮されたい。

なお、本通知については、社会・援護局保護課と調整済みであることを申し添える。

記

1 資格証明書の交付に係る一般事項

資格証明書については、事業の休廃止や病気など、保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うこと。

一方、国民健康保険においては収納率の向上はその保険運営上極めて重要であり、悪質な滞納者については、従前どおり、滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めること。

2 子どものいる滞納世帯に対する資格証明書の交付に際しての留意点

子どものいる滞納世帯に対する資格証明書の交付についても、1のとおり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うことが

必要であるが、先般協力をいただいた資格証明書の発行に関する報告の結果をみると、その運用には差異が見られるところである。

このため、特に子どものいる世帯については、資格証明書の交付に際してよりきめ細かな対応が求められることから、以下の事項に留意して取り扱うこと。

(1) 事前通知及び特別事情の把握の徹底

資格証明書が交付されることについて、滞納者が理解することなく行うことがないよう、可能な限り文書だけでなく、電話督促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努めるとともに、滞納者に対し滞納が継続すれば資格証明書の交付を行うこととなる旨の周知を図ること。

その際には、納付相談の奨励に加え、生活保護や多重債務問題等の庁内相談窓口の周知も併せて行い、滞納者が相談を行いやすい環境を整えることや、相談機会の確保に努めること。また、他部門に相談のあった滞納者の事例について、情報共有ができるよう、庁内の連絡体制の整備に努めること。

また、資格証明書の発行に際しては、市町村の実情に応じ、別添の他市町村の取扱いも参考に、より公正な判断が行われるよう努めること。

(2) 短期被保険者証の活用

短期被保険者証を経ずに、資格証明書を交付するのではなく、資格証明書の交付までには、可能な限り短期被保険者証を活用することにより、滞納者との接触の機会の確保に努めること。

(3) 養育環境に問題のある世帯に対する対応

子どものいる滞納世帯に対しては、特に、(1)のとおり、家庭訪問等により実情把握に努めることとするが、その際、市町村の児童福祉担当部局の助言を得つつ、家庭内が著しく乱れている等の実態がみられるなど養育環境に問題のある世帯を把握した場合には、市町村の児童福祉担当部局や児童相談所と密接な連携を図ること。資格証明書発行後においても同様の対応を図ること。

(4) 緊急的な対応としての短期被保険者証の発行

世帯主が市町村の窓口において、子どもが医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況であると考えられること、資格証明書が納付相談の機会を確保することが目的であることにかんがみ、緊急的な対応として、その世帯に属する被保険者に対して、速やかな短期被保険者証の交付に努めること。

滞納者との接触を図る取組みの具体例について

◎:比較的多数の市町村で類似の取組みが実施されているもの

<滞納者と接触を図るための具体的な取組み>

全庁的な情報の共有

- ◎他課(税・上下水道・福祉・公営住宅・保育料)と滞納者についての情報の共有を図っている。
- ◎庁内で滞納者の情報共有のため、収納対策のプロジェクトチームを設置している。
- 転出時、社保加入時等、滞納者との接触があった際に収税担当に確認をとっている。
- 生活困窮者を対象に、福祉担当課と連携し情報の共有化を図っている。
- 保険給付以外の町単独の給付関係については申請後納付状況の調査を行い、滞納世帯には支給せず税担当部署と相談するように調整している。

徴収体制の強化

- ◎徴収嘱託員を増員するとともに、徴収専門の担当を設置している。
- 毎月25日の納期限の日に午後8時まで、納税説明会を開催したり、休日窓口を定期的に設置するとともに、年に数回、滞納者を対象に納税相談等の機会を作り、相談しやすい環境を整備している。
- 全職員で構成する滞納整理本部を設置し、滞納者の全戸訪問、分納誓約書の提出を求めている。
- 収納対策の特別強化月間を設け滞納者宅を臨戸したり、特別滞納整理として管理職が接触を試みている。

催告・訪問の強化

- ◎電話催告、通常臨戸を行っている。
- アパートなどの場合には大家に、給与取得者の場合は、勤務先に訪問している。
- 過去の交渉履歴から接触の可能性が高い時間帯に重点的に訪問している。
- 徴収強化期間に夜間電話催促、夜間訪問徴収を実施している。
- 滞納者の中には社保加入を届出してない被保険者や所得未申告者がいるので、資格・賦課の適正化をはかる観点からも、勧奨文書・電話で接触を図っている。

その他

- ◎短期証の有効期限を1か月にして接触する機会を増やす努力をしている。
- 広報誌、街頭放送等による納付啓発の実施、滞納者へ相談はがきを送付している。
- 高額療養費・出産育児一時金等の保険給付や、他の公金等の支給時に相談を行っている。
- 金融機関に預貯金調査を行い、口座があれば差押予告を送付している。

<子どものいる世帯に対する特別な取組み>

実情の把握

- ◎子どものいる世帯については、他の世帯より頻繁に訪問や面接を行い実情把握に努めている。
- ◎地方単独の医療費助成・児童手当等の担当課と連携し情報の共有を図っている。
- 地方単独の医療費助成受給者には、年3回の通知文を送付し、相談の機会が持てるよう配慮しているが、なおも相談のない受給者に対しては戸別訪問を実施している。

資格証明書の交付の厳格化

- ◎少額でも分納するよう説得する。分納誓約の締結により、短期証(1か月)の発行を行っている。
- ◎国保滞納者措置審査会を設置し、審査判定を行っている。
- 子どもの病気等緊急を有する時は短期証を発行している。
- 交付決定を、町長決裁としている。

<特別の事情の有無の判断のための取組み>

公正な判断の確保

- ◎資格証明書交付該当者選定審査会を設置し、判定を行っている。
- 課内検討会を開き、判定を行っている。

判断材料の収集

- ◎税・福祉・水道等の担当課と連携し、情報の共有化を図り、判断の資料としている。
- ◎家庭訪問し、収支状況を聞き取る等、納税相談に努めている。
- 措置予告通知に特別な事情に関する届出書を同封し、提出を促している。
- 滞納者の事情や、問題をデータとして蓄積し、審査の対象にしている。
- 住民税の申告内容や、レセプトの治療状況の確認を行っている。
- 通院歴、薬の処方箋等の確認や財産調査等を行っている。
- 本人の家族・経済状況の調査及びその裏付けとなる近所の方々や民生委員等への聞き取り調査を実施している。

資格証明書の発行に関する調査・集計表（平成20年9月15日現在）

別添2

都道府県名	保険者数	世帯数	滞納世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組み							
				交付世帯数	資格証明書交付世帯のうち					文書催告	電話催告	訪問	休日		時間外		その他
					子どものいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数	中学生以下計				電話催告	訪問	電話催告	訪問	
北海道	173	888,618	144,911	16,864	1,143	403	760	556	1,719	160	138	145	42	49	121	129	60
青森県	40	258,130	37,372	4,240	532	157	378	252	787	35	28	28	5	6	21	20	30
岩手県	35	212,376	27,162	1,548	96	16	69	53	138	31	26	29	11	14	24	23	10
宮城県	36	348,311	101,661	4,231	315	29	215	154	398	34	28	33	10	11	23	24	26
秋田県	25	185,816	23,013	1,998	128	18	79	63	160	22	19	21	6	6	15	16	3
山形県	32	179,577	26,331	1,029	68	12	43	39	94	32	30	29	11	11	21	20	17
福島県	59	306,143	48,899	5,137	452	22	296	238	556	53	45	50	17	16	42	47	35
茨城県	44	476,848	93,392	7,947	556	141	412	308	861	43	26	27	7	11	17	16	11
栃木県	31	319,019	70,801	14,165	1,626	715	1,200	737	2,652	31	16	17	2	6	11	11	8
群馬県	38	346,308	47,187	9,988	979	379	703	418	1,500	36	22	23	5	7	21	19	12
埼玉県	70	1,196,452	260,881	3,337	158	34	108	81	223	49	31	40	17	23	27	19	26
千葉県	56	1,022,687	201,211	28,725	1,403	250	1,849	1,222	3,321	53	32	36	17	26	29	22	17
東京都	62	2,610,579	551,611	30,379	619	182	418	306	906	48	37	35	22	24	26	20	9
神奈川県	33	1,426,982	262,904	40,565	500	126	2,612	1,648	4,386	27	14	13	4	9	14	10	5
新潟県	31	350,664	50,603	3,185	225	33	94	68	195	24	20	21	3	4	16	17	10
富山県	15	161,144	16,557	2,640	164	72	113	56	241	15	14	15	4	3	15	14	10
石川県	19	165,160	12,245	945	20	0	2	21	23	13	13	13	4	6	12	11	3
福井県	17	107,911	16,890	2,811	233	79	181	106	366	17	16	16	2	2	15	16	9
山梨県	28	151,176	27,699	1,363	62	13	33	33	79	22	14	18	5	5	13	10	7
長野県	81	321,104	43,612	537	20	3	12	15	30	81	81	81	32	30	64	63	49
岐阜県	42	320,896	51,375	6,389	268	129	265	174	568	40	29	30	7	14	25	25	10
静岡県	41	607,029	137,251	7,604	535	199	440	310	949	41	23	24	7	5	22	12	17
愛知県	61	1,076,262	191,279	3,310	178	65	127	87	279	43	28	32	7	14	19	25	8

都道府県名	保険者数	世帯数	滞納世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組み							
				交付世帯数	資格証明書交付世帯のうち					文書催告	電話催告	訪問	休日		時間外		その他
					子どものいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数	中学生以下計				電話催告	訪問	電話催告	訪問	
三重県	29	278,066	50,727	8,884	825	336	594	324	1,254	28	18	15	3	4	12	13	10
滋賀県	26	183,137	22,475	1,512	46	11	39	22	72	25	14	17	3	4	9	14	6
京都府	26	415,710	43,643	4,113	90	31	58	46	135	26	17	20	5	6	14	10	8
大阪府	43	1,509,941	339,602	26,674	1,356	316	978	722	2,016	41	35	31	13	15	25	16	26
兵庫県	41	874,020	178,920	9,933	362	117	318	249	684	38	24	23	12	12	18	15	3
奈良県	39	207,817	38,845	1,579	58	9	40	29	78	28	21	23	4	7	14	18	9
和歌山県	28	182,517	37,987	4,543	266	84	224	129	437	25	16	16	3	5	11	13	9
鳥取県	19	89,622	13,586	1,456	67	20	53	32	105	18	19	18	4	2	13	13	2
島根県	21	104,295	7,618	1,440	106	40	77	60	177	17	16	16	5	5	14	17	11
岡山県	27	283,823	66,104	3,915	150	2	90	99	191	18	12	12	6	7	10	11	3
広島県	23	419,240	76,494	5,365	474	105	363	228	696	22	16	14	8	10	15	13	18
山口県	20	234,534	29,912	5,492	417	152	320	218	690	20	18	16	5	6	17	17	14
徳島県	24	112,334	25,197	1,662	144	31	91	69	191	20	13	12	2	3	8	9	3
香川県	17	146,452	17,648	2,833	118	5	91	45	141	14	5	5	1	2	6	3	1
愛媛県	20	238,370	30,041	4,115	193	28	151	113	292	17	13	13	4	5	12	13	5
高知県	34	136,787	20,087	3,553	284	128	203	135	466	33	20	23	4	5	18	18	5
福岡県	66	769,034	120,587	22,918	1,328	504	948	647	2,099	56	51	46	12	16	52	49	34
佐賀県	20	124,125	16,605	1,827	161	42	125	93	260	20	19	20	7	9	19	20	12
長崎県	23	245,371	36,975	2,600	197	56	171	114	341	23	21	21	4	4	19	19	6
熊本県	48	298,038	64,515	3,252	240	69	191	146	406	35	23	26	8	7	20	23	9
大分県	18	190,437	25,128	4,786	463	156	326	240	722	16	15	16	8	8	13	14	6
宮崎県	30	206,147	42,034	3,935	266	93	207	129	429	25	16	19	5	7	18	19	13
鹿児島県	46	286,734	51,088	5,123	319	91	239	201	531	37	27	33	8	9	20	29	8
沖縄県	41	254,286	44,932	295	30	19	21	19	59	26	27	28	11	10	23	22	3
合計	1,798	20,830,029	3,845,597	330,742	18,240	5,522	16,327	11,054	32,903	1,578	1,206	1,259	392	470	1,013	997	616

※ 自治体からの報告を単純に合計したものであり、以下の点に留意が必要。

- 自治体によっては、報告を求めた項目のうち期日までに数値が把握できず、「不明」と報告されている場合がある。
- 調査は9月15日現在の数値の報告を求めているが、把握できない場合は、把握できる時点の数値が報告されている。

滞納者との接触を図る取組みの具体例について

◎:比較的多数の市町村で類似の取組みが実施されているもの

<滞納者と接触を図るための具体的な取組み>

全庁的な情報の共有

- ◎他課(税・上下水道・福祉・公営住宅・保育料)と滞納者についての情報の共有を図っている。
- ◎庁内で滞納者の情報共有のため、収納対策のプロジェクトチームを設置している。
- 転出時、社保加入時等、滞納者との接触があった際に収税担当に確認をとっている。
- 生活困窮者を対象に、福祉担当課と連携し情報の共有化を図っている。
- 保険給付以外の町単独の給付関係については申請後納付状況の調査を行い、滞納世帯には支給せず税担当部署と相談するように調整している。

徴収体制の強化

- ◎徴収嘱託員を増員するとともに、徴収専門の担当を設置している。
- 毎月25日の納期限の日に午後8時まで、納税説明会を開催したり、休日窓口を定期的に設置するとともに、年に数回、滞納者を対象に納税相談等の機会を作り、相談しやすい環境を整備している。
- 全職員で構成する滞納整理本部を設置し、滞納者の全戸訪問、分納誓約書の提出を求めている。
- 収納対策の特別強化月間を設け滞納者宅を臨戸したり、特別滞納整理として管理職が接触を試みている。

催告・訪問の強化

- ◎電話催告、通常臨戸を行っている。
- アパートなどの場合には大家に、給与取得者の場合は、勤務先に訪問している。
- 過去の交渉履歴から接触の可能性が高い時間帯に重点的に訪問している。
- 徴収強化期間に夜間電話催促、夜間訪問徴収を実施している。
- 滞納者の中には社保加入を届出してない被保険者や所得未申告者がいるので、資格・賦課の適正化をはかる観点からも、勧奨文書・電話で接触を図っている。

その他

- ◎短期証の有効期限を1か月にして接触する機会を増やす努力をしている。
- 広報誌、街頭放送等による納付啓発の実施、滞納者へ相談はがきを送付している。
- 高額療養費・出産育児一時金等の保険給付や、他の公金等の支給時に相談を行っている。
- 金融機関に預貯金調査を行い、口座があれば差押予告を送付している。

<子どものいる世帯に対する特別な取組み>

実情の把握

- ◎子どものいる世帯については、他の世帯より頻繁に訪問や面接を行い実情把握に努めている。
- ◎地方単独の医療費助成・児童手当等の担当課と連携し情報の共有を図っている。
- 地方単独の医療費助成受給者には、年3回の通知文を送付し、相談の機会が持てるよう配慮しているが、なおも相談のない受給者に対しては戸別訪問を実施している。

資格証明書の交付の厳格化

- ◎少額でも分納するよう説得する。分納誓約の締結により、短期証(1か月)の発行を行っている。
- ◎国保滞納者措置審査会を設置し、審査判定を行っている。
- 子どもの病気等緊急を有する時は短期証を発行している。
- 交付決定を、町長決裁としている。

<特別の事情の有無の判断のための取組み>

公正な判断の確保

- ◎資格証明書交付該当者選定審査会を設置し、判定を行っている。
- 課内検討会を開き、判定を行っている。

判断材料の収集

- ◎税・福祉・水道等の担当課と連携し、情報の共有化を図り、判断の資料としている。
- ◎家庭訪問し、収支状況を聞き取る等、納税相談に努めている。
- 措置予告通知に特別な事情に関する届出書を同封し、提出を促している。
- 滞納者の事情や、問題をデータとして蓄積し、審査の対象にしている。
- 住民税の申告内容や、レセプトの治療状況の確認を行っている。
- 通院歴、薬の処方箋等の確認や財産調査等を行っている。
- 本人の家族・経済状況の調査及びその裏付けとなる近所の方々や民生委員等への聞き取り調査を実施している。

滞納世帯数等の推移 (速報値)

○滞納世帯数等の推移

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
全世帯数	22,833,889	23,713,339	24,436,613	24,897,226	25,302,112	25,508,260
滞納世帯数	4,116,576	4,546,714	4,610,082	4,701,410	4,805,582	4,746,032
割合	18.0%	19.2%	18.9%	18.9%	19.0%	18.6%

(注1)滞納世帯数は各年6月1日現在の状況

(注2)全世帯数は各年3月31日現在の状況

(注3)平成19年は速報値。

(注4)平成19年の滞納世帯数は6月1日現在で国民健康保険の資格を有する世帯とすることを明確化したところであり、前年までとの比較には注意を要する。

○被保険者資格証明書の交付状況の推移

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
交付世帯数	225,454	258,332	298,507	319,326	351,270	340,285

(注)各年6月1日現在の状況

○短期被保険者証の交付状況の推移

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
実施市町村数	2,712	2,831	2,913	2,277	1,763	1,743
交付世帯数	777,964	945,824	1,045,438	1,072,449	1,224,849	1,156,381

(注)各年6月1日現在の状況

(出所)厚生労働省保険局国民健康保険課調べ